

認定こども園の県の認定の要件(概要)

法第3条第2項及び第4項に掲げる基準
条例第3条第1項及び第2項のとおり

「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」

1 職員配置

0～満2歳児 保育所と同様

【子どもの数に応じた職員の確保】0歳児 おおむね3：1、1・2歳児 おおむね6：1
満3歳以上児 以上

【子どもの数に応じた職員の確保】

満3歳児 短時間利用児 おおむね35：1、長時間利用児 おおむね20：1

満4歳以上児 短時間利用児 おおむね35：1、長時間利用児 おおむね30：1 以上

【学級担任】

共通利用時間（4時間程度）については学級を編制

1学級（原則35人以下）ごとに少なくとも1人の学級担任

2 職員資格

0～満2歳児 保育士資格必要

満3歳以上児 幼稚園教員免許 又は 保育士資格 のいずれかが必要

ただし、学級担任 幼稚園教員免許必要

なお、保育所型、地方裁量型で、その確保が難しい場合、本人の意欲等を考慮の上、
両資格併有に向けた努力を行っている場合に限り、保育士資格のみの者を学級
担任にできる

長時間利用児の保育従事者 保育士資格必要

なお、幼稚園型、地方裁量型で、その確保が難しい場合、本人の意欲等を考慮の上、
両資格併有に向けた努力を行っている場合に限り、幼稚園教員免許のみの者を
長時間利用児の保育従事者にできる

3 施設設備

(1) 幼保連携施設の配置

幼稚園と保育所等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが原則

ただし、次の要件を満たす場合は可

子どもに対する教育・保育の適切な提供が可能であること

子どもの移動時の安全が確保されていること

(2) 園舎・保育室等

0～満2歳児 保育所と同様

0・満1歳児 乳児室 1.65 m²/人 又は ほふく室 3.3 m²/人 以上

満2歳児 保育室又は遊戯室 1.98 m²/人 以上

満3歳以上児

園舎・保育室について、幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則

ただし、既存施設から転換する場合はいずれかの基準でも可

園 舎（幼稚園基準）		保育室（保育所基準）
学級数	面 積	面 積
1学級	180 m ²	1.98 m ² /人
2学級～	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²	

(3) 屋外遊戯場

満2歳児 保育所と同様 3.3 m²/人 以上

満3歳以上児 幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則

ただし、既存施設から転換する場合はいずれかの基準でも可

屋外遊戯場（幼稚園基準）		屋外遊戯場（保育所基準）
学級数	面 積	面 積
～2学級	330 + 30 × (学級数 - 1) m ²	3.3 m ² /人
3学級～	400 + 80 × (学級数 - 3) m ²	

幼稚園型以外は、次の要件を満たす場合は、屋外遊戯場を付近の適当な場所に代替可

- 子どもが安全に利用できる場所であること
- 利用時間を日常的に確保できる場所であること
- 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること
- 屋外遊戯場の面積基準を満たす場所であること

(4) 調理室

調理室は必要

次の要件を満たす場合に限り、満3歳以上児について、給食の外部搬入可
外部搬入方式でもなお当該認定こども園で行うことが必要な調理機能設備（加熱、保存等）は必要

- 食事の提供の責任が認定こども園にあり、適切な管理体制が確保されていること
- 栄養士により、栄養等に関する必要な配慮が行われること
- 受託業者は、衛生、栄養等に関し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること
- 年齢、発達段階や健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮など、食事の内容、回数及び時機に適切に対応できること
- 食育に関する計画を作成するとともに、それに基づく食事の提供に努めること

4 教育及び保育の内容

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいて教育・保育を提供

加えて、認定こども園に固有の事情にも配慮した内容とする

教育課程と保育計画の両方の性格を併せ持つ教育及び保育の全体的な計画を編成

5 保育者の資質の向上等

認定こども園は保育者の資質向上を図らなければならない

- 日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に要する時間の確保について工夫を行うこと
- 認定こども園内外の適切な研修計画を作成し、実施すること 等

6 子育て支援

以下の点に留意して、子育て支援事業を実施

- 子育て相談、親子の集いの場の提供等を通して、保護者自身の育児能力の向上を積極的に支援すること
- 保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること
- 地域の子育てを支援する団体等と連携し、地域の人材、社会資源を活用すること

7 管理運営

1人の認定こども園の長を置き、一体的な管理運営を行う

保育に欠ける子どもに対する保育時間：1日8時間が原則

開園日数・開園時間：保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、
保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める

保護者の選択に資するよう、情報開示に努める

配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考は公正に行う

また、地方公共団体と連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮

耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整備する

また、事故等が発生した場合の補償を円滑に行えるよう、補償の体制を整備する
自己評価、外部評価等子供の視点に立った評価を行い、その結果の公表を通じて
質の向上を図る

認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない